

令和7年9月16日付け徳島市公告第213号において公告した次の件名における一般競争入札について、次のとおり公告内容について一部訂正します。

令和7年9月30日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 件 名 眉山ロープウェイ他LED景観整備業務 (紙入札案件)

2 訂正内容

訂正箇所	訂 正 前	訂 正 後
公告 2 ページ	5 設計図書の提供等及び期間 (2) 期間 令和7年9月16日から 令和7年 <u>10月14日</u> まで	5 設計図書の提供等及び期間 (2) 期間 令和7年9月16日から 令和7年 <u>10月22日</u> まで
公告 3 ページ	6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法等 (1) 提出期間 令和7年9月17日から 令和7年 <u>10月1日</u> 午後5時まで (必着) (4) 確認の結果 令和7年 <u>10月3日</u> 午後5時までに、 競争入札参加資格申請者の担当者宛てに 電話で連絡する。別途、当該結果につ いて記載した文書を郵送するが、入札時に 当該文書の持参は要しない。 (5) その他 オ 申請書類を提出後に入札を辞退する 場合は、入札辞退届を令和7年 <u>10月</u> <u>10日</u> までに提出すること。	6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法等 (1) 提出期間 令和7年9月17日から 令和7年 <u>10月8日</u> 午後5時まで (必着) (4) 確認の結果 令和7年 <u>10月10日</u> 午後5時までに、 競争入札参加資格申請者の担当者宛てに 電話で連絡する。別途、当該結果につ いて記載した文書を郵送するが、入札時に当該 文書の持参は要しない。 (5) その他 オ 申請書類を提出後に入札を辞退する 場合は、入札辞退届を <u>入札日前日</u> まで に提出すること。
公告 3 ページ	7 質疑書の提出・回答方法 (1) 受付期間 令和7年9月17日から 令和7年 <u>9月26日</u> 午後5時まで (2) 回答期間 令和7年 <u>10月2日</u> から 令和7年 <u>10月10日</u> まで	7 質疑書の提出・回答方法 (1) 受付期間 令和7年9月17日から 令和7年 <u>10月3日</u> 午後5時まで (2) 回答期間 令和7年 <u>10月9日</u> から 令和7年 <u>10月21日</u> まで
公告 3 ページ	8 入札執行日時及び場所等 (1) 入札日時 令和7年 <u>10月14日</u> 午後1時30分 (2) 入札場 徳島市役所 <u>4階401会議室</u>	8 入札執行日時及び場所等 (1) 入札日時 令和7年 <u>10月22日</u> 午後1時30分 (2) 入札場 徳島市役所 <u>7階701会議室</u>
公告 3 ページ	9 入札書と内訳明細書の提出方法 (1) 提出日時 令和7年 <u>10月14日</u> 午後1時30分	9 入札書と内訳明細書の提出方法 (1) 提出日時 令和7年 <u>10月22日</u> 午後1時30分

公告 4 ページ	1 0 開札等 (1) 開札日時 令和7年<u>10月14日</u> 午後1時30分 入札後直ちに行う。 (2) 開札場 入札場の場所と同じ (5) 開札後、入札書の有効・無効の審査を行うため、落札者の決定を保留する。落札者の発表は開札日の午後4時に開札場で行うものとする。	1 0 開札等 (1) 開札日時 令和7年<u>10月22日</u> 午後1時30分 入札後直ちに行う。 (2) 開札場 入札場の場所と同じ (5) 開札後、入札書の有効・無効の審査を行うため、落札者の決定を保留する。落札者の発表は開札日の午後4時に開札場で行うものとする。
公告 5 ページ	1 3 その他 (2) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本業務の現場に配置できること。 入札の結果、契約金額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。ただし、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、本市が認める兼務条件を満たす場合は、他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能である。	1 3 その他 (2) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本業務の現場に配置できること。 入札の結果、契約金額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。ただし、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、本市が認める兼務条件を満たす場合は、他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能である。 <u>また、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できるものとする（国の監理技術者制度運用マニュアル三（2）④に準じるものとする）。</u>

以 上